

紹介手数料の返還についての取扱い

(紹介手数料の返還) 採用内定者が入社後 3 ヶ月未満で、本人の責による解雇又は自己都合により退職した場合は、次の通りご紹介手数料を返還するものとする。

1) 入社後 1 ヶ月未満		<u>80%</u>
2) 入社後 1 ヶ月以上 2 ヶ月未満の場合		<u>50%</u>
3) 入社後 2 ヶ月以上 3 ヶ月未満の場合		<u>20%</u>
4) 3 ヶ月以上の場合		<u>返金なし</u>

※上記にもかかわらず、採用内定者が入社した後、紹介先事業主の本人に対する処遇が労働関連法令に違反し、且つ、それを理由に本人が退職した場合は、当社は、紹介先事業主に紹介手数料を返還しないものとする。

但し、紹介予定派遣及び派遣契約期間終了後に社員として内定の者に関しては、返金対象外とする。



株式会社アーヴェスト
ARVEST Co.,Ltd